

就学奨励費支給に係る領収書等の提出について

就学奨励費対象経費のうち、支給にあたって購入額の確認が必要な経費の領収書又はレシート（品名記載のもの）の提出方法等については、次のとおりとなります。

1 対象経費

学用品・通学用品購入費

① 対象品目

通常必要とする学用品及び通学用品で

ノート、筆記具、体育館用シューズ、運動靴、体操着、水着（授業で使用する場合に限る）、実験・実習用の材料、作業衣、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等

② 購入期間

令和8(2026)年度に使用するため、令和8(2026)年3月1日から令和9(2027)年2月28日までに購入したもの

③ 支給限度額（予定）

小 11,640円 ・ 中 22,740円 ・ 高 32,270円

④ 提出期限

令和9(2027)年3月1日(月)まで（随時受け付けます。）

2 提出方法

特別支援教育就学奨励費支給に係る領収書等提出書（別紙様式）に必要な事項を記入のうえ、**領収書又はレシート（品名記載のもの）**を添付して提出してください。用紙が不足する場合は学校ホームページに掲載していますので、印刷してご利用ください。

※ **領収書、レシートのいずれかの提出がない場合は、支給できません。**

様式掲載先 QR



3 奨励費の支給時期

第1回目の支給は、奨励費の支弁区分決定後の**8月末**に支給します（予定）。

8月以降においても領収書等の提出をいただき、購入額を確認した後に支給します。

4 その他

- 奨励費の支弁区分決定が「第Ⅲ段階」となった場合には、「学用品・通学用品購入費」の経費は支給対象外となりますので、該当した場合には、提出していただいた領収書等を後日お返しいたします。
- 提出する領収書等の返還を希望する場合は、学校で原本を確認後お返しいたしますので、提出時に貼り付けずにその旨を学校へ申し出てください。
- 対象品目とそれ以外を同時に購入する場合には、会計時にレシートを分けてください。
- 食料品（非常食を含む）や日用品（下着、靴下、弁当箱、おしぼり、水筒、ティッシュ、ハンカチ、タオル、マスク、おむつ、カイロ、眼鏡、遠足・修学旅行用品等）は学用品・通学用品の対象外となりますので、ご注意ください。**
- 締切日まで随時受付となります。一度ご提出頂いた場合でも、支給限度額に達しない場合はその後何度でもご提出下さい。
- 高等部の生徒が ICT 機器を学用品として購入した場合、上記限度額に 50,930 円を加算します。ただし教育課程上通常必要と認められた場合に限りです。